

防地労第 4 8 7 8 号
2 9 . 3 . 3 1
一部改正 防地労第 8 1 8 9 号
3 1 . 4 . 2 4

東北防衛局総務部長
北関東防衛局総務部長
近畿中部防衛局総務部長
中国四国防衛局総務部長 殿
九州防衛局総務部長
南関東防衛局労務管理官
沖縄防衛局労務管理官

地方協力局労務管理課長
(公印省略)

長時間労働に係る面接指導の実施状況の報告等について（通知）

産業医、保健師及び健康診断等の事務処理は、平成 1 9 年 3 月 3 0 日付け施本業第 5 7 号の通知により実施しているところであるが、今般、駐留軍等労働者の産業医等及び健康診断等の実施等に関する事務処理要領（平成 1 9 年 3 月 3 0 日施本業第 5 7 号。）第 8 の規定に基づき、長時間労働に係る面接指導の実施状況の報告等について、別添のとおり定めたので通知する。

関連文書：駐留軍等労働者の産業医等及び健康診断等の実施等に関する事務の処理について（通知）

添付書類：長時間労働に係る面接指導の実施状況の報告等について

長時間労働に係る面接指導の実施状況の報告等について

（目的）

- 第1 本件は、駐留軍等労働者の労働時間が、安全衛生規則第52条の2の規定に該当する場合（以下「長時間労働」という。）の医師による面接指導に係る実施状況の報告等について定めることを目的とする。

（実施対象者）

- 第2 面接指導の対象となる駐留軍等労働者は、長時間労働を行い、かつ、医師による面接指導を希望する者（以下「対象者」という。）であることに留意するものとする。

（実施体制）

- 第3 面接指導を実施する医師は、地方防衛局長又は地方防衛事務所長（以下「地方防衛局長等」という。）が契約している産業医とする。ただし、対象者が自己の選択した他の医師による面接指導を希望した場合は、この限りではない。

（面接指導の申し出）

- 第4 地方防衛局長等は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構支部長から別紙様式第1の送付を受けたときは、おおむね1か月以内に、対象者から別紙様式第2を提出させるものとする。

（面接指導）

- 第5 地方防衛局長等は、対象者が別紙様式第2により、産業医による面接指導を申し出た場合は、米側と調整し、おおむね1か月以内に実施させるものとし、面接指導終了後、産業医に産業医面接指導実施結果報告書を提出させ、あわせて必要な措置について意見を聴取するものとする。
- 2 地方防衛局長等は、対象者が別紙様式第2により、自己の選択した他の医師による面接指導を希望した場合は、当該医師による面接指導結果を対象者から提出させ、その結果に基づき、産業医から必要な措置について意見を聴取するものとする。
- 3 地方防衛局長等は、産業保健総合支援センターの地域窓口である地域産業保健センター（以下「産業保健センター」という。）の医師により面接指導を実施した場合は、当該医師から面接指導結果を提出させ、当該医師に必要な措置について意見を聴取するものとする。

(改善の措置)

第6 地方防衛局長等は、第5の規定に基づく産業医及び産業保健センターの医師の意見を勘案し、必要に応じて適切な措置について米側と協議を行うものとする。

(報告)

第7 地方防衛局長等は、別紙様式第3により、産業医面接指導結果報告書とあわせて、地方協力局労務管理課長に報告するものとする。

長時間労働者一覧表(〇月分)

番号	軍名	エンプロイ番号	氏 名	氏 名(カ ナ)	契・協約区分	時間数合計	職種番号	職種名(漢字)	施設名	部隊名(漢字)

注:長時間労働者がいない場合には、該当者がいない旨を記載するものとする。

Request for Face-to-face Guidance for an Employee Who Works Long Hours
長時間労働者に対する面接指導申出書

Date of Request 令和 年 月 日

To Director of XX Defense Bureau
To Chief of XX Defense Office
防衛局長 殿
防衛事務所長

Organization 所属部隊
Name 申出人（氏名）

I fall under the requirements set forth in paragraph(1) of Article 52-2 of the Industrial Safety and Health Regulation and request as below:
私は、労働安全衛生規則第52条の2第1項に定める者に該当する者として、下記のとおり希望します。

Check one of the following boxes concerning a request for face-to-face guidance 面接指導の希望について（いずれかにチェック）
☐ Suffering from accumulated fatigue, I request a face-to-face guidance provided by an industrial physician, or a physician from Regional IndustrialHealth Center. 疲労の蓄積があるため、産業医（または地域産業保健センターの医師）による面接指導を希望します。 (1) Requested dates and hours for a face-to-face guidance 面接指導を受ける希望日時 First Choice: YEAR/MONTH/DATE/HOURS 第1希望日 年 月 日 時 Second Choice: YEAR/MONTH/DATE/HOURS 第2希望日 年 月 日 時 (2) Facts to be considered to provide a face-to-face guidance 面接指導を実施するにあたり配慮を求める事項
☐ Suffering from accumulated fatigue, I request a face-to-face guidance provided by a physician of my choice. I will undergo the guidance within aproximately one month and submit the result issued by the physician. I willpay for the fee. 疲労の蓄積があるため、自己の選択する医師による面接指導を希望します。 おおむね1か月以内に面接指導を受け、医師による面接指導結果を提出します。なお、費用は自己負担とします。
☐ I don't request a face-to-face guidance. 面接指導を希望しません。

令和〇〇年〇月分

長時間労働に対する医師による面接指導実施状況

[illegible]

※面接希望の欄は「産業医」「その他」「希望なし」を記入すること。